

生活保護制度の適切な運用に関する要望書

市原市長 小出譲治様

日頃より生活保護行政にご尽力されている職員並びに関係者の皆様に敬意を表します。

さて、最近私ども市議会議員に対し、被保護者から突然多額の保護費の返還を求められ困っている旨のご相談が相次ぎ、調査したところ職員の算定誤りによる過誤払いの事例が散見されました。

そこで私たちは、人事課や生活福祉課に対する聞き取りや資料請求を行い、執行体制を全国平均値と比較するなど調査を行ったところ、保護費の算定誤りによる過誤払いへの対応の不備や、組織体制などの根本的な問題を確認するに至りました。

被保護者の中には、280万円もの返還を求められた高齢者もおります。日々最低限の保護費で暮らしている方が、行政のミスによって追い詰められるようなことは、決してあってはなりません。

生活保護制度は、生活に困窮する方に必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保証するとともに、自立を助長することを目的としており、最後のセーフティーネットとしての役割を果たすためには、適切に運用されなければなりません。

ついては、以下の点について検討・改善するよう要望いたします。

記

1. 保護費の過誤払いへの対応について

生活保護法第 63 条返還金のうち、福祉事務所の算定誤り(特に過支給)に起因するものについては、当該被保護者の最低生活保障と自立を著しく妨げる恐れがあることから、まずは誠意ある謝罪を前提として、以下のような改善を図ること。

- ① 返還請求ありきではなく、各対象世帯の資力や能力に十分配慮し自立更生免除を適用するなど、信義誠実の原則に基づき、当該被保護者が安心して暮らせるよう最大限考慮すること。
- ② 算定誤りによる誤支給が発生した場合、千葉市などが行っているように、それらの個別事例ごとの原因、対応策及び再発防止策を HP などで公表すること。
- ③ 算定誤りによる誤支給を未然に防止するため、文書管理体制や事務処理体制を見直すなど、リスクマネジメントの強化を徹底的に図り、さらに高齢者支援課、障害者支援課、子ども未来部及び教育委員会など関係各部署との連携の仕組みを構築すること。

2. 執行体制について

生活保護業務を適正に執行するためには、被保護者との信頼関係の構築が不可欠であるとともに、それらの業務を通して培った経験や知識が必要であり、さらには事務処理の正確性や公正性が常に厳しく求められる。

従って、福祉事務所の組織・人員体制については、速やかに以下のように改善を図ること。

- ① 現業職員について、社会福祉法第16条に定められている通り、被保護世帯数80世帯につき1人の割合になるよう増やすこと。
また査察指導員についても、現業職員6名につき1人の割合になるよう増やし、現業職員への支援体制の充実を図ること。
- ② 社会福祉士の更なる増員を図り、福祉業務に係る専門性を強化すること。
- ③ 査察指導員・現業職員とも、3年未満での異動が多い状況を鑑み、経験豊かな職員の育成や配置に努めること。
- ④ 現業職員が互いに処遇困難事例への対応策や悩みなどを共有したり、他自治体と意見交換したりするなどの機会を積極的に設け、業務へのモチベーションの向上、意識啓発及びスキルの確保に意を用いること。

令和3年5月10日

市原市議会 女性議員の会 こすもす倶楽部
伊佐和子
小沢美佳
竹内直子
森山薫
駒形八寿子
吉田あけみ